

こんにちは！ 日本共産党の **好きです！憲法9条**

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2013年12月22日 No.227

〒319-1112

東海村村松2401-2

toukai@oona-mieko.info

電話・ファックス 029-284-0761

どうしてもおかしい！ 来年4月から、コミセン利用の 減免団体は公的・公共的団体のみ



中丸コミセン

みなさんは、どう思われますか？

村は、来年4月から、コミセンの使用に関する規則を見直し、現在減免適用になっている555団体のうち、公的・公共的団体と思われる150団体以外は、基本料金を徴収することにしました。

村には公共施設が他にもあり、同じように減免制度が採用されていますが、なぜコミセンだけが減免制度を変えるのでしょうか。

説明で村は、この間、コミセン利用者、または利用をしていない人も含めて利用に関するアンケート調査を行ったところ、利用をしている方からも、「利用料は多少払っても良い」との、回答があったと言っていますが、こうした公共施設の利用に関する大きな変更を行うときには、関係者を集めて時間をかけて検討すべきです。

コミセンだけの減免制度改定ありきで突っ走るの手法としては評価できません。来年4月までまだ時間があります。再検討を求めています。

尚、規則の改定は、議決なしで運用できていることになっていますが、今回の件は、大変大きな問題です。

国保は、医療保険制度の中核を
なす優れた制度です

○東海村コミュニティセンターの設置及び管理に関する
条例施行規則

(使用料の徴収)

第6条 条例第6条に規定する使用料は、東海村コミュニティセンター使用許可書の交付の際に徴収する。

(使用料の減免)

第7条 条例第6条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、東海村コミュニティセンター使用料減免申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。ただし、次条第1号に該当する場合に限り、これを省略することができる。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、使用料の減免を決定したときは、東海村コミュニティセンター使用料減免決定通知書(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。

(使用料の減免額)

第8条 条例第6条第2項の規定により、使用料を減免する場合の減免額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国、村その他公共団体が公用又は公共の用に供するとき 全額

(2) 村内に事務所を有する公共的団体が公共の用に供するとき 全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が特に必要があると認めるとき 村長が定める額

来年度国保税が上げられます

国の社会保障制度改革により、2017年度から国保の保険者が茨城県に統合される方向性が示され、村は、現在支出している一般会計からの法定外繰入金を減額し、保険税を引き上げる方針です。

基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納金分の全てで、所得割・均等割・平等割とも引き上がります(具体的数字は後ほどご報告します)。

国の改革は、国保にお金をあまりかけたくないためですが、すべての人が最後は国保にお世話になります。国は、国保にこそ相応(財源の5割)の支出をし、国民が安心して医療にかかれることを保障すべきです。